

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地場産品販路開拓支援事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	佐渡市内に工場又は事業所を有する者で、製造業又は小売業を営んでいる者が新製品の情報発信や販路開拓、同業種及び異業種との交流拡大、消費者等の情報確保を目的とした見本市や商談会、物産展への出展に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	市内に工場又は事業所を有する者で、製造業又は小売業を営んでいる者
補助対象経費	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等) ※少額補助金は廃止	10万円又は20万円上限 ○少額(5万円以下)補助金の理由 経路によっては少額となる場合がある。
補助率等 ※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	1/2以内 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 対象経費は1/2となるが、船賃については実費となる。
数値目標等 ※数値目標の設定検証	A 数値化 工業系20件、食品系20件の事業実施 ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 商品の情報発信や販路開拓、同業種、異業種との交流を図り島内産品の販路開拓により島内企業の活性化のために実施するため費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	地域振興課 商工振興係
(電話番号)	0259-63-4152(直通)